

平成19年8月
京都市都市計画局都市景観部開発指導課
(Tel075-222-3558・Fax075-213-0156)

**平成19年11月30日から、
社会福祉施設、医療施設及び学校等の建築の用に供する目的
で行う開発行為には、開発許可が必要となります。**

平成19年11月30日から改正都市計画法が施行されます。

これに伴い、改正前の法は開発許可が不要であった、社会福祉施設、医療施設及び学校等の公益施設を建築するために行う開発行為には、許可が必要となります。

また、市街化調整区域内でこれらの施設を建築する場合、「主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するもの」と認められるものでないと、原則建築することができません。

現在これらの施設の建築を計画されている事業者等の方におかれましては、施行日以降は許可の対象となりますので、開発指導課まで御相談いただきますようお願いいたします。

なお、改正都市計画法の詳細については、国土交通省のホームページに、新旧対照条文等が掲載されています。

＜掲載ページの見つけ方＞

国土交通省トップページ（<http://www.mlit.go.jp/>）→政策→国会提出法律案（<http://www.mlit.go.jp/houritsuan/>）→「第164回国会（常会）提出法律案」の項目中「H18. 2. 8 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案」

その他ご不明な点がございましたら、開発指導課までお尋ねください。